

令和7年12月10日
WEX25 第297号

国土交通局 関東運輸局
運輸局長 藤田 礼子 殿

住 所 東京都江東区新木場一丁目8番13号
氏名または名称 WILLER EXPRESS 株式会社
代表取締役 平山 幸司 印略

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条および同法施行細則第9条の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称、住所、ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 東京都江東区新木場一丁目8番13号
氏名または名称 WILLER EXPRESS 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 平山 幸司
2. 設定または変更しようとする運賃を適用する路線
地域公共交通会議にて協議された路線
・東京都豊島区。弊社；池袋営業所所管路線すべて(IKEBUS)
3. 設定または変更しようとする運賃の種類、額、および適用方法
別紙1. に掲げるとおり
4. 適用する期間または区間その他の条件を付す場合には、その条件
別紙1. に掲げるとおり
5. 実施予定日
令和8年1月10日

以上

■設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

【新事項】

令和8年1月10日より豊島区への来街者およびインバウンド旅客の観光施設への移動や、まちなか回遊促進を目的とし新たに「地域連携一日乗車券」の追加を計画しており、それに伴う運賃の変更を行います。

1. 運賃の種類、額

	一回券	一日券	一日券 (CHIKA TOKU)	一日券 (地域連携 一日乗車券)	回数券 (11枚綴り)
大人	200円	500円	400円		1000円
高齢者	100円	250円	200円		1000円
障がい者					
子ども					

2. 運賃の適用方法

イ. 子どもは、学校教育法に定められた小学校通学生以下を適用対象とする。

ロ. 高齢者は、満年齢65歳以上が対象

公的機関が発行する身分証明書の提示者を対象とする。

(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、等)

但し、東京バス協会が発行する「東京都シルバーパス」、並びに豊島区以外の自治体や他交通機関等が発行する高齢者割引証の提示については、身分証明書としての効力のみを認めるものとする。

ハ. 障がい者は、以下に掲げる障害者手帳等の提示を以て、その所持者本人、および同伴する介添人1名を適用対象とする。

(イ) 身体障害者福祉法第15条4項に規定する「身体障害者手帳」

(ロ) 東京都が発行する「愛の手帳」、並びに厚生事務次官通知療育手帳制度要綱に基づき各自治体が発行する「療育手帳」

(ハ) 東京都が発行する「精神障害者保健福祉手帳」

(ニ) 児童福祉法の適用を受けている者で保護施設長が発行する所定の運賃割引証

(ホ) 以上の各項に準ずるスマートフォン向け障害者手帳アプリ

但し、子ども、高齢者の各運賃適用該当者は各々の割引を適用し障がい者割引の対象外とする。

二. 一日券(CHIKA TOKU)は、別途 WILLER EXPRESS 株式会社と東京メトロ株式会社との間にて

締結した契約に基づき東京メトロ株式会社が指定する CHIKA TOKU の対象乗車券を乗務員に提示した者を対象とし、運賃区分については上記イ. ～ハ. に準じる。指定する対象乗車券は参考資料を参照。

- ホ. 地域連携一日乗車券の販売はWILLER EXPRESS株式会社池袋営業所及び
WILLER EXPRESS株式会社と乗車券類販売委託約款により委託する提携販売所のみの取り扱いとなります
令和7年12月現在の一日乗車券の委託販売先は参考資料を参照

- ヘ. 回数乗車券における乗車受付については、運賃区分 おとな は1名につき1乗車2枚、上記イ. ～ハ. 項に掲げる対象旅客については、1名につき1枚にて有効とする。
ト. 運賃の支払いについては、現金、並びにWILLER EXPRESS株式会社が指定するQRコード決済にての取り扱い対応とする。

対象QRコード決済は以下に掲げるものとする。

・PayPay ・auPay ・d払い ・楽天PAY ・AllipayPlus ・JKOPAY ・WechatPay

なお、QRコード決済における払い戻しなどの返金対応については、運送約款に拠らず、その決済利用者が自らにてそのサービス提供事業者へ申告し対応するものとする。

【旧事項】

	一回券	一日券	一日券 (CHIKA TOKU)	回数券 (11枚綴り)
大人	200 円	500 円	400 円	1000 円
高齢者	100 円	250 円	200 円	1000 円
障がい者				
子ども				

2. 運賃の適用方法

- イ. 子どもは、学校教育法に定められた小学校通学生以下を適用対象とする。

- ロ. 高齢者は、満年齢65歳以上が対象

公的機関が発行する身分証明書の提示者を対象とする。

(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、等)

但し、東京バス協会が発行する「東京都シルバーパス」、並びに豊島区以外の自治体や他交通機関等が発行する高齢者割引証の提示については、身分証明書としての効力のみを認めるものとする。

- ハ. 障がい者は、以下に掲げる障害者手帳等の提示を以て、その所持者本人、および同伴

する介添人1名を適用対象とする。

- (ヘ) 身体障害者福祉法第15条4項に規定する「身体障害者手帳」
- (ト) 東京都が発行する「愛の手帳」、並びに厚生事務次官通知療育手帳制度要綱に基づき各自自治体が発行する「療育手帳」
- (チ) 東京都が発行する「精神障害者保健福祉手帳」
- (リ) 児童福祉法の適用を受けている者で保護施設長が発行する所定の運賃割引証
- (ヌ) 以上の各項に準ずるスマートフォン向け障害者手帳アプリ

但し、子ども、高齢者の各運賃適用該当者は各々の割引を適用し障がい者割引の対象外とする。

二. 一日券(CHIKA TOKU)は、別途 WILLER EXPRESS 株式会社と東京メトロ株式会社との間にて締結した契約に基づき東京メトロ株式会社が指定する CHIKA TOKU の対象乗車券を乗務員に提示した者を対象とし、運賃区分については上記イ. ～ハ. に準じる。指定する対象乗車券は参考資料を参照。

ホ. 回数乗車券における乗車受付については、運賃区分 おとな は1名につき1乗車2枚、上記イ. ～ハ. 項に掲げる対象旅客については、1名につき1枚にて有効とする。

ヘ. 運賃の支払いについては、現金、並びにWILLER EXPRESS株式会社が指定するQRコード決済にての取り扱い対応とする。

対象QRコード決済は以下に掲げるものとする。

・PayPay ・auPay ・d払い ・AllipayPlus ・JKOPAY ・WechatPay

なお、QRコード決済における払い戻しなどの返金対応については、運送約款に拠らず、その決済利用者が自らにてそのサービス提供事業者へ申告し対応するものとする。